

令和元年第7回臨時会

湯前町議会会議録

開会 令和元年7月24日

閉会 令和元年7月24日

熊本県球磨郡湯前町

令和元年第7回臨時会

会 期 令和元年7月24日（水） 1日間

会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
7	24	水	本会議	午前10時00分	開会宣言 会期の決定 議案審議

令和元年第7回湯前町議会臨時会

[第1号]

令和元年7月24日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	議案第32号	令和元年度湯前町一般会計補正予算（第2号）について
日程第4		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 応招議員

1番 遠坂道太	2番 椎葉弘樹
3番 森山宏	4番 黒木龍次
5番 味岡恭	6番 金子光喜
7番 高橋一雄	8番 黒木喜巳男
9番 山下力	10番 倉本豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村洋一 議会事務局主事 勘米良康隆

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷	和	人	教	育	長	中	村	富	人
総務課	長	高	橋		誠	会	計	管	愛	甲	正	之
税務町民課	長	堤	田	真	由	教	育	課	北	崎	真	介
保健福祉課	長	白	川	一	雄	建	設	水	皆	越	克	己
企画観光課	長	本	山	り	か	農	林	振	稻	森	一	彦
農業委員会事務局	長	吉	田	精	二							

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和元年第7回湯前町議会臨時会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

本臨時会の説明員は、各執行機関代表及び委任された説明員として課長職及び各課職員が通知されています。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉本 豊君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、高橋議員、黒木喜巳男議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（倉本 豊君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第32号 令和元年度湯前町一般会計補正予算（第2号）

○議長（倉本 豊君） 日程第3、議案第32号、「令和元年度湯前町一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） おはようございます。お世話になります。

議案第32号、令和元年度湯前町一般会計補正予算（第2号）の提案理由の説明を申し上げます。一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,499万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億7,709万円とするものでございます。

主な補正の内容は、湯楽里施設の空調機の改修に要する工事費等を補正するものでございます。

詳細につきましては、課長に説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 一般会計補正予算（第2号）の主な補正内容について、ご説明いたします。

それでは、議案書の事項別明細書の歳出、10ページをご覧いただきたいと思います。
款6商工費、項1商工費、目3観光費、工事請負費、湯楽里・グリーンパレス施設改修工事9,499万9,000円は、湯楽里施設の経年的な老朽化による故障等に対応させていただきたく、今回、空調設備部分の改修工事費の補正をお願いするものです。お手元に議案説明資料をお配りしていると思いますが、施設工事の平面図を1階部分、2階部分、温泉棟、宿泊棟、をそれぞれ載せておりますのでご覧ください。

工事の概要としては、既存の空調機から、新しい空調機、室外機も含め39台を購入、設置で新設いたします。その他、別紙で1枚、配っているものがございますが、そこに、その39台の一覧表を載せております。そのほか、集中制御装置等の工事を、事務所のほうに設置いたしますけれども、それも含めて行いたいと思っております。

今回、購入する空調機については、ビル用マルチエアコン、パッケージエアコン、ルームエアコンありますけれども、ビル用マルチエアコン、パッケージエアコン、これについては、耐用年数については13年を言われております。ルームエアコンの3台については、家庭用という取り扱いで、6年の耐用年数ということで考えております。

また、今回の改修工事に伴いまして、電気の契約については、これまでと同様、動力の契約でそのまま引き続き行うということでございまして、ただ、機械の性能も上がっているということで、20パーセントほどの電気料の削減効果があるのではないかとということで聞いているところでございます。今後、施設利用者、来館者、宿泊者の方が快適に滞在でき、より以上に誘客を図ることができるものと考えております。

次に、歳入の説明です。9ページをご覧ください。

款15県支出金、項2県補助金、目5商工費県補助金、節2観光費補助金、熊本地震復興観光拠点整備等推進事業補助金2,899万9,000円は、今回の湯楽里施設改修工事の経費に対する補助金でございまして、事業費に対して補助率2分の1ですが、補助上限が設けられておりまして、当初予算時の存目1,000円と合わせまして、2,900万円の補助金となっております。

また、款21町債に、項1町債、目7観光債に、拠点施設整備債6,600万円を計上しました。過疎債を充てるところでございまして。

次に、6ページをご覧ください。

第2表、地方債補正の変更です。今回の補正予算で、先ほど説明しました拠点施設整備債について、限度額の変更の補正を行うものです。これにより、町債の合計が、下のほうでございましてけれども、1億9,490万6,000円となるものでございます。

以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○2番（椎葉弘樹君） 11ページの歳出の部分についてお尋ねします。

まず、基本協定書が湯楽里と交わされていると思います。その基本協定書の経年劣化の部分の説明に、備品扱いなのか管理施設の扱いなのかというところがございます。今回のエアコン設置に関しては、この備品と管理施設のどちらの扱いになるのでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） はい、一応、管理施設の類いになるかと思います。

○2番（椎葉弘樹君） 管理施設とする場合は、基本協定書の13条の1項で、大規模修繕は、甲乙協議し負担割合を決定ということであります。

今回はどのような協議がなされていますでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） はい、本件につきましては、あらゆる機会を捉えまして、取締役会をはじめ協議をさせていただいております。

その中で、今回、やはり大規模改修ということもございます。20年に1度の大きな改修ということもございまして、今申し上げましたとおり管理施設の部分に関するものということで、今後、どなたが指定管理を受けていただいたとしても、継続してそれは町として行っていくという方針のもとで、そのような意味合いから、今回はリスク分担表もありながら、その中での協議の中で、町のほうがその負担を行うということの協議をしております。

○2番（椎葉弘樹君） 今年2月の全協において、前町長の答弁の中で、その過疎債の枠次第でこの負担割合を協議したいということでした。そのあとの取締役会では100パーセント町のほうが負担をするということでした。

今回のエアコンの設置に関しては、総務課長から説明がありましたとおり、20パーセントの電気削減効果というのも期待でき、新たな価値が期待できております。だからそういった設備投資に関しては、ある程度湯楽里の負担というのも求めていく考えもあるのではないのでしょうか。町長に伺います。

○町長（長谷和人君） 今、担当課長のほうから答弁したところでございますが、この湯楽里につきましては、すでに21年が経過したところでございまして、非常に各施設とも経年劣化が現れてきておるということでございまして、今回、全体的に3億円程度かかる概算事業費になるのかなというふうに思っているところでございますが、その中におきまして長寿命化を図る狙いという部分もございまして、それから、ご利用していただけますお客様に対します安全・安心に利用できるという部分も含まれておるということでございます。

併せまして、非常に現状、厳しい経営状況の中に湯楽里もあるということでございます。私といたしましては、今回、過疎債によります財源を充当させていただいておるところでございますが、この後に出てまいります設備関係、加えまして、本体部分の修理関係につきましても、過疎債でお願いしたいというふうに私としては思っているところでございますし、これまでの経緯等につきましては、ちょっと私も知らない部分が正直

あるところがございますが、取締役会等につきましても、十分そこらへんについてはこれまで協議がなされてきて、今回こういうふうなかたちでご提案させていただくということで、ご理解をお願いしたいというふうに思っているところがございます。

○2番（椎葉弘樹君） 地方自治法の第2条14項では、皆さんご承知のとおり、最小の経費で最大の効果を上げるように自治体は努めるということになっております。

指定管理の100万円を超えた部分を、町がこれからもずっと100パーセント支援していくということについて、この自治法との相違が若干あるのかなというところも考えております。

自治体というのは、経費の削減にも努めていく必要がありますので、その100万円を超えた部分について町が支援し、例えば100万円以下の部分は湯楽里に負担をしていただくとか、そういう方向性があるのかと思っておりますが、そこについては、課長のほうに伺いたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） はい、今回の改修につきましては、総額3億円を超える改修となっておりますが、その中に計上されたものは、もうほとんど100万円以上ということで、協定上のリスク分担から申しますれば、町の負担という原則が規定に載っております。適用される場所ですが、ただ、100万円以下の修繕、これも実は表面に出てきてないところがございます。取締役会等での報告におきましても、そういった100万円以下の軽微な修繕も重ね合わせますと、年間総額でやはり相当な金額になっているということの実態も、ここでご報告を差し上げておきたいと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） 今の課長の答弁を受けまして、町長に改めて伺います。

例えば、今までは、100万円を超えなければ湯楽里が負担していたという部分があったときに、100万円を超えたら完全に全額を町が負担するのか、それとも100万円までは湯楽里が負担をして、それを超える部分について町が補助するとか、そういったところの協議というのは、今後必要ではないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 私としては、基本的にはこれまででございますリスク分担表に従いまして、そこらへんは議会のほうとも協議をさせていただき、これまでの経緯もリスク分担表がございましたので、なってきたものというふうに思っておりますし、ただ、一部過去に湯楽里で100万円以上整備し直した部分もあろうかと思っておりますけれども、今回は先ほどから申しますように、リスク分担表に従って私としては進めさせていただければ、整備させていただければと思っているところがございます。

○2番（椎葉弘樹君） 現在のリスク分担表というのは、前町長時代に作られた協定書をもとになっております。

今後やはり、自治体の負担を少しでも軽減していくためにも、そして湯楽里の経営をしっかりと動かしていくためにも、ある程度の負担というのは、やはり求めていく必要

はあるのではないでしょうか。

そこは多分、町長はなられたばかりで、検討はまだされていないと思いますので、今後の課題として、今、提言しているところです。

それについて、今後検討していくお考えはあるのかお伺いします。

○議長（倉本 豊君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時15分

再開 午前10時17分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○町長（長谷和人君） 先ほどの椎葉議員のご質問の中で、私のほうも今、リスク分担表に従ってということで答弁させていただいたところでございますけども、その内容等につきまして十分精査させながら、ケースバイケースで負担割合については、その仕組みを若干変更するというのも可能かもしれませんので、今後そこは、ちょっと協議させていただければというふうに思っているところでございます。湯楽里側とですね。

そういうことでお願いしたいと思います。

○2番（椎葉弘樹君） 現在、湯楽里の資本金が表向き9,000万円ということでございます。

会社として、資本金をどのように活用していくのか、そこも含めて、今後検討をしていただきたいと思いますが、資本金の考え方として、こういう設備の負担というのは、ある程度湯楽里のほうにも求めていく考えについて、その資本金の考えも含めたところでの答弁をお願いしたいと思います。

○町長（長谷和人君） 私は、資本金の考え方ということでいきますと、当然9,000万円あまりでございますか、今残っているのが6,000万円ぐらいだったと思うんですけども、その中で、本町の湯楽里の本体部分につきましては町の財産でございますけども、基本的には財産の部分の持ち分につきましては、当然リスク分担表がございまして、町のほうで修繕なり何なり、大規模改修等については、当然町が行うべきものというふうに、私としては思っているところでございますので、先ほどおっしゃいました資本金につきましてはですね、当然、前から椎葉議員がおっしゃっている資金的な部分とか、そういうふうな部分もございまして、そこらへんは資本も使ってもいいのかなというふうにも思っておりますので、先ほどと同じになるかもしれませんが、ケースバイケースによっては、そこらへんについても活用も可能になってくるのかなというふうには、私としては思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○6番（金子光喜君） 確認させて下さい。設置されるエアコンの数が40台くらいということで、イコール廃棄されるエアコンも40台近くになると思います。

今、電気製品とかは購入した場合、リサイクル法とか様々にありまして、廃棄については厳しく制限されているかと思えます。特にエアコンの場合は、しっかりとした管理の下に廃棄される必要があるということで認識しておりますが、廃棄する場合1台当たりいくらか、金額の設定もあったかと思えます。

今回の改修に伴って、施工される業者のほうで、そのへんのリサイクル費用と申しますか、廃棄に関する費用のほうも見てあるのかを確認させていただきたいと思って、質問させていただきます。

○企画観光課長（本山りか君） はい、その件に関しましては、本日可決をいただきまして入札をさせていただき、落札業者が決まりました結果、その業者のほうからマニフェスト等の提出を求めまして、それによる見積りの中で出てくるかと思われます。

○6番（金子光喜君） 公共施設の対応ですので、しっかりとした対応でされるものと理解しておりますが、業者のほうにもそのへんをしっかり確認していただきながら、進めていただくことを希望します。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（味岡 恭君） 施設の改修中の休館について、どのように考えておられるのかお尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） 工事中の休館等につきましては、概ね1月の中旬以降2月いっぱい、全館の休館とさせていただきたいと考えております。と申しますのが、この空調も含めまして、今後出てまいりますほかの建築関係の工事、それも含み合わせて最短の期間を想定して、その期間に一気にやってしまうというような手法を取らせていただければと考えているからです。

それとあと、当然1ヶ月半ではままたまらない部分もございますので、その部分につきましては、なるべく営業に支障のない範囲、と申しますのが、宿泊とか宴会ですとか、そういったところは全部ではなく一部を休業させていただくというようなかたちで、進めさせていただきたいと思っております。

○5番（味岡 恭君） 今、課長が申しましたように、8月にもまた本体工事の改修が、発注になるかというふう聞いております。

ただ、今回の空調施設が早めに入れば、早めに着工ができるのではないかなというふうにも思います。そのときに、今、言われたような休館のあり方でいいのか、前もって事前に工事をされるならば、このへんでの休館も考えておられるのかを再度お尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） この空調工事に関しましては、やはり物品ですね、そ

の発注をいたしましてから、相当の期間を要すると、学校教育等の中での需要が増えておりまして、それに伴いまして発注を行ったとしても、物品が納品できるのがかなりかかるということもございます。

順次その物品が届き次第ということで、先ほどのような休業又は全館休業というようなかたちを取らせていただきながら、進めさせていただければと思っております。

○5番（味岡 恭君） この湯楽里に関しての顧客というのは、他町村からも数多くの顧客がおられるかと思えます。その中で、周知をどのようにされるのか再度お尋ねをいたします。

○企画観光課長（本山りか君） まずご利用に関しましては、町内の方々、それはもとより町外の方々も半数程度、恐らくご利用いただいているかと思っております。

町内向けには当然旬報等でのお知らせ、本日の議会も踏まえて、それぞれ周知を行って参りたいと思っておりますが、ホームページ、そういったところでもですね、それから今ご利用いただいております常連のお客様等には、館内のスタッフによりましての周知、私どもも含め、関係者でも事あるごとに周知を図って参りたいと考えております。

○5番（味岡 恭君） 工事のほうは入札で決まるのだらうと思っておりますが、決まり次第早急に、そのへんの打ち合わせを済ませて、早め早めの休館のお知らせ等をお願いしまして終わります。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第32号、「令和元年度湯前町一般会計補正予算（第2号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第4、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によってお手元に配りました次の議会

の会期、会期日程等の議会運営の基本に関する事項、及び前項以外の議長の諮問にかかる事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 以上で全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本臨時会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） これで、令和元年第7回湯前町議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前10時27分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員